

## 令和7年度第2回青梅市地域公共交通事業者支援金交付要綱

### 1 目的

この要綱は、エネルギー価格の高騰により著しい影響を受けている公共交通事業者（以下「交通事業者」という。）の金銭的負担を軽減することにより事業継続を支援し、もって市民の重要な移動手段である公共交通サービスの確保維持を図るため、予算の範囲内において、令和7年度第2回青梅市地域公共交通事業者支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 乗合バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第4条第1項の許可を受け、法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営む者をいう。ただし、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項第4号に掲げる自動車運送事業を営む者を除く。
- (2) タクシー事業者 法第4条第1項の許可を受け、法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業を営む者をいう。ただし、福祉輸送に限定する事業を営む者を除く。
- (3) ケーブルカー事業者 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第3条第1項の許可を受け、鉄道事業法施行規則（昭和62年運輸省令第6号）第4条第6号に掲げる鋼索鉄道の事業を営む者をいう。
- (4) 交通事業者 乗合バス事業者、タクシー事業者およびケーブルカー事業者をいう。

### 3 対象者

支援金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、交通事業者であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 令和7年7月1日（以下「基準日」という。）において青梅市の区域内（以下「市内」という。）に営業所を置いて事業を営み、かつ、当該事業を継続する意向であること。
- (2) 青梅市暴力団排除条例（平成24年条例第17号）第2条第2号

に規定する暴力団員および同条第3号に規定する暴力団関係者でないこと。

(3) 法人市民税または法人住民税（以下「法人住民税」という（課税権が他市区町村にあるものについては、当該法人住民税）。）を滞納していないこと（徴収猶予措置の手続をしている場合を除く。）。

(4) その他支援金の目的に照らして適当であると青梅市長（以下「市長」という。）が認める者であること。

#### 4 交付額および交付回数

支援金の交付額は、次の各号に掲げる交付対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とし、支援金の交付は、1交通事業者につき1回限りとする。

(1) 乗合バス事業者 基準日において、市内の営業所に在籍する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する乗合バスの車両数に9万円を乗じて得た額。ただし、青梅市と乗合バス事業者との協定書に規定する公共負担の対象となる路線を運行する車両数を除く。

(2) タクシー事業者 基準日において、市内の営業所に在籍する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供するタクシーの車両数に3万円を乗じて得た額

(3) ケーブルカー事業者 基準日において、市内の営業所に在籍する鋼索鉄道の事業の用に供するケーブルカーの車両数に16万円を乗じて得た額

#### 5 交付申請

支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和7年度第2回青梅市地域公共交通事業者支援金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、令和7年7月31日までに市長に申請するものとする。ただし、第2号に規定する書類については、令和4年度青梅市地域公共交通事業者緊急支援金交付要綱（令和4年9月1日実施）にもとづく交付申請において提出しているときは、申請書への添付を要しないものとする。

(1) 誓約書兼同意書（様式第2号）

(2) 法第4条第1項または鉄道事業法第3条第1項の許可を受けたことを証する書類の写し

- (3) 在籍車両の数が確認できる書類
- (4) 法人住民税に未納がないことを証明する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

## 6 交付決定等

- (1) 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査して交付の可否を決定し、令和7年度第2回青梅市地域公共交通事業者支援金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。
- (2) 市長は、前号の規定により交付の決定（以下「交付決定」という。）をしたときは、速やかに支援金を交付するものとする。

## 7 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによるほか、市長が別に定める。

## 8 実施期日等

- (1) この要綱は令和7年7月1日から実施し、令和8年4月1日にその効力を失うものとする。
- (2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付決定された支援金に関して、この要綱の失効後に必要となる手続に関しては、なお従前の例による。